

番号	訂正箇所		原 文	訂正文																								
	ページ	行																										
1	28	表1-9	▼表 1-9 <u>新車時の近接排気騒音の大きさ</u> <table><tr><th>自動車の種別</th><th>車種ごとの値</th></tr><tr><td>乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 超)</td><td><u>94</u> dB</td></tr><tr><td>乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 以下)</td><td><u>93</u> dB</td></tr><tr><td>乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 以下)</td><td><u>92</u> dB</td></tr><tr><td>乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)</td><td><u>95</u> dB</td></tr><tr><td>乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)</td><td><u>91</u> dB</td></tr></table>	自動車の種別	車種ごとの値	乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 超)	<u>94</u> dB	乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 以下)	<u>93</u> dB	乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 以下)	<u>92</u> dB	乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)	<u>95</u> dB	乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)	<u>91</u> dB	▼表 1-9 <u>使用過程時の近接排気騒音の大きさ</u> <table><tr><th>自動車の種別</th><th>車種ごとの値</th></tr><tr><td>乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 超)</td><td><u>99</u> dB</td></tr><tr><td>乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 以下)</td><td><u>98</u> dB</td></tr><tr><td>乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 以下)</td><td><u>97</u> dB</td></tr><tr><td>乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)</td><td><u>100</u> dB</td></tr><tr><td>乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)</td><td><u>96</u> dB</td></tr></table>	自動車の種別	車種ごとの値	乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 超)	<u>99</u> dB	乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 以下)	<u>98</u> dB	乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 以下)	<u>97</u> dB	乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)	<u>100</u> dB	乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)	<u>96</u> dB
自動車の種別	車種ごとの値																											
乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 超)	<u>94</u> dB																											
乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 以下)	<u>93</u> dB																											
乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 以下)	<u>92</u> dB																											
乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)	<u>95</u> dB																											
乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)	<u>91</u> dB																											
自動車の種別	車種ごとの値																											
乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 超)	<u>99</u> dB																											
乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 超, 最高出力 150 kW 以下)	<u>98</u> dB																											
乗合車・貨物車(車両総重量 3.5 t 以下)	<u>97</u> dB																											
乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)	<u>100</u> dB																											
乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)	<u>96</u> dB																											
2	32	14-17	定期点検を行う時期は、自家用乗用自動車などは 1 年ごとに行う。 <u>自家用貨物自動車などは 6 か月ごとに</u>、自動車運送事業用の自動車、 乗車定員 <u>11 人以上</u>、乗車定員 10 人以下で車両総重量 <u>8 t 以上</u>、およ <u>び貸渡事業車などの自家用自動車</u>については 3 か月ごとに行う。	定期点検を行う時期は、自家用乗用自動車などは 1 年ごとに行う。 <u>自家用貨物自動車や貸渡事業用の普通・小型自動車などは 6 か月ご</u> <u>とに</u>、自動車運送事業用の自動車、乗車定員 <u>11 人以上のバス</u>、乗車 定員 10 人以下で車両総重量 <u>8 t 以上の自家用自動車</u>などは 3 か月ご とに行う。																								